

# 山梨県の最低工賃

最低工賃は、山梨県内において下表の業務に従事する家内労働者及びその者に委託する委託者に適用されます。

## 山梨県婦人服製造業最低工賃

(改正) 令和3年5月5日発効

品目	工程	規格	金額
ワンピース 上衣 コート スカート スラックス ブラウス	そで口あきみせまつり		1着(両そで)につき 13円
	千鳥掛け	千鳥の間隔が6ミリメートル以上のもの	5センチメートルにつき 10円
	星入れ		10センチメートルにつき 14円
	ボタン付け	根巻きなし2つ穴のボタンを付けるもの	1個につき 8円
		根巻きあり4つ穴のボタンを付けるもの	1個につき 10円
	かぎホック付け		1組につき 15円
	スナップ付け		1組につき 15円
	糸ループ付け	糸ループの長さが3センチメートルのもの(作り付け)	1か所につき 9円
		糸ループの長さが5センチメートルのもの(作り付け)	1か所につき 10円
	×印しつけ止め		1か所につき 10円
肩パット付け		1着(両肩)につき 35円	
婦人用M 丸首無地 セーター	オーバーロックミシンによる縫製	長そで	1着につき 85円
		肩・そで及びわき	
	リンキングミシンによる取付け	衿(ハイネックに限る) 12ゲージ	1着につき 74円
	手がかり	衿(ハイネックに限る)	1着につき 36円

備考1 金額欄中表示されている単位と異なる長さで委託する場合の工賃額については、1センチメートル当たりに換算した額とし、長さ1センチメートル未満及び金額円未満については、これを四捨五入するものとする。

2 品目欄中のワンピース、上衣、コート、スカート、スラックス及びブラウスについては、手作業によるまよりの業務に限るものとする。

## 山梨県電気機械器具製造業最低工賃

(改正) 令和2年12月30日発効

品目	工程	規格	金額
ビニル線	端末加工	より及び予備はんだ付け	しん線の断面積が0.3平方ミリメートル以上2.0平方ミリメートル以下のもの 1か所につき 54銭
コイル	からげ	線径0.3ミリメートル以上1.2ミリメートル以下のもの	1か所につき 83銭
	1か所につき、4回以内からげて切るものに限る		
コネクター	差し	リード線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう	1端子につき 51銭

## 山梨県貴金属製品製造業最低工賃

(改正) 平成31年4月28日発効

品目	規格及び作業工程	金額
ピアス (プレス製に限る)	ろう付け	1か所につき 7円
	石留め(爪留め)	1個につき 12円
リング ペンダント ブローチ イヤリング ピアス	ワックスパターン取り (ゴム型に中子が発生しないもの)	1個につき 7円

備考 品目は、いずれも金製品及び銀製品に限る。